

様式第3

会 議 録

会議の名称	公の施設使用料免除団体審査会（第1回）
開催日時	平成 22 年 1 2 月 2 7 日（月） （午前・ <u>午後</u> ） 3 時 3 0 分 開会 （午前・ <u>午後</u> ） 5 時 3 0 分 閉会
開催場所	市役所南館 8 階会議室
出席者	【審査会委員】 坪内 隆、辻田素子、木村正文、中山和子、矢倉昌子 【担当職員】 原田市民活動推進課長、島村市民学習課長、久保生涯学習部副理事、山本人権・男女共生課長、増田青少年課長、小田地域教育振興課長、廣瀬健康福祉部副理事 【事務局】 楚和企画財政部長、小林財政課長
欠席者	無し
議題（案件）	・公の施設使用料免除団体の審査について
配布資料	・次第 ・使用料免除団体申請書受付一覧 ・コミュニティセンター、いのち・愛・ゆめセンター、公民館の条例施行規則の運用方針について

議 事 の 経 過 (1)	
発 言 者	発 言 内 容
会 長	<p>第 1 回 茨 木 市 公 の 施 設 使 用 料 免 除 団 体 審 査 会 を 開 催 す る 。 本 日 は 、 地 域 集 会 施 設 と し て 各 地 域 に 設 置 さ れ て い る コ ミ セ ン 、 公 民 館 、 あ い セ ン タ ー の 各 団 体 の 審 査 を 行 う 。 担 当 職 員 か ら の 説 明 を お 願 い す る 。</p>
担 当 職 員	<p>市 内 に 、 コ ミ セ ン は 1 1 館 、 公 民 館 は 3 2 館 、 い の ち 愛 ゆ め セ ン タ ー は 3 館 あ り 、 い ず れ も 地 域 の 様 々 な コ ミ ュ ニ テ ィ 活 動 の 拠 点 と な っ て い る 。 地 域 の 集 会 施 設 と し て 共 通 の 利 用 施 設 と し て 位 置 づ け 、 同 一 の 免 除 規 定 に 該 当 す る 団 体 を 対 象 と す る 。 そ の 規 定 に つ い て は 、 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 条 例 施 行 規 則 の 第 1 2 条 の 2 で あ り 、 1 項 目 は コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー の 管 理 運 営 委 員 会 の 構 成 団 体 と 同 種 の 地 域 団 体 で あ る こ と 、 2 項 目 は 行 政 と の 協 働 の 観 点 か ら 、 優 先 的 な 行 政 課 題 で あ る 地 域 活 動 の 推 進 に 向 け た 役 割 を 担 う 団 体 で あ る こ と 、 3 項 目 は そ れ ぞ れ の 施 設 の 設 置 目 的 、 4 項 目 以 降 は 各 団 体 の 定 款 ・ 規 則 ・ 会 則 等 、 予 算 ・ 決 算 、 営 利 ・ 政 治 ・ 宗 教 活 動 を 目 的 と し な い 、 市 内 に 活 動 の 拠 点 が あ る 、 一 定 の 人 数 要 件 、 3 つ の 施 設 以 外 に は 免 除 と な る 規 定 は な い と い う 、 以 上 の 9 項 目 で あ る 。 公 民 館 は 、 免 除 団 体 と し て 申 請 す る こ と の で き る 団 体 に つ い て 、 公 民 館 条 例 施 行 規 則 第 9 条 の 2 に 、 い の ち ・ 愛 ・ ゆ め セ ン タ ー は 、 条 例 施 行 規 則 第 6 条 の 2 で 規 定 し て い る 。</p> <p>コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 、 公 民 館 、 い の ち ・ 愛 ・ ゆ め セ ン タ ー の 3 施 設 に 関 し て は 、 地 域 の 集 会 施 設 と い う こ と で 同 一 の 団 体 を 免 除 団 体 と す る 。 施 行 規 則 に 規 定 す る コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー の 管 理 運 営 委 員 会 の 構 成 団 体 と 同 種 の 地 域 団 体 に つ い て で あ る が 、 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー は 主 と し て 地 域 活 動 の 拠 点 施 設 で あ り 、 そ の 管 理 運 営 委 員 会 は 、 行 政 と 共 に 地 域 活 動 の 推 進 と い う 行 政 課 題 の 解 決 に 向 け た 役 割 を 担 っ て お り 、 構 成 団 体 は 地 域 の 住 民 団 体 を 基 本 と し て い る 。 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー の 管 理 運 営 委 員 会 は 、 委 員 定 数 は 4 0 名 以 内 で 、 地 域 に お い て 公 共 性 の 強 い 活 動 を し て い る 小 学 校 区 の 住 民 団 体 か ら の 選 出 を 基 本 と し 、 校 区 自 治 会 連 合 会 を 中 心 に 、 地 域 活 動 で 協 力 し て い る 団 体 を 委 員 と し て 構 成 し て い る 。 そ れ で は 、 免 除 団 体 申 請 要 件 に 該 当 す る 団 体 を 順 次 、 説 明 し て い く 。</p>

議 事 の 経 過 (2)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	<p>まず、自治会に関して説明を行う。自治会のうち、単位自治会としては約170団体の申請がきている。郡5丁目西、下中条、大阪府営茨木玉櫛住宅南自治会の資料を配布しているが、自治会は、地域の美化・防犯・文化・スポーツ等の諸活動を行って、地域住民が連帯して協調を深めながら明るい住み良い地域づくりを目指して、地域住民の自由意志に基づいて結成された地域の公共的な団体である。市としては、より良い快適な地域づくりや、地域住民のニーズを市政に反映させることや、行政からの情報や連絡を円滑かつ的確に地域住民に伝えることなどを含め、市民と行政の協働のまちづくりの推進のための地域の最も基本となる地域団体として大変重要な役割をもつ組織であるという位置づけている。</p> <p>つづいて、連合自治会であるが、各小学校区ごとに組織された単位自治会の連合体である。それぞれの単位自治会が集まって、一つの単位自治会では解決できない問題の解決、単位自治会ごとの情報交換等を行っている。23連合自治会のうち、申請順に福井・畑田・太田自治会の資料を配布している。単位自治会の集合体であるので、活動目的は単位自治会とほぼ変わりはなく、校区内の自治会の広域的な課題解決や、情報交換等を行っている。</p> <p>最後に、現在、コミュニティセンターの管理運営委員会に属する団体が連携して地域全体のことを考える団体として、水尾校区では各団体連絡協議会が組織されている。活動目的としては、自治会・公民館・福祉・PTA・老人クラブ・子ども会・青少年健全育成・防犯等の各団体の協調連携を図ること、情報連絡会である。活動内容として、単位自治会や連合自治会よりもさらに広域的な地域団体で、地域コミュニティを進めている団体である。</p>
委員	<p>減免申請ができる要件として条例に規定されている、“コミュニティセンターの管理運営委員会の構成団体と同種の地域団体”とは、どういう団体なのか。</p>

議 事 の 経 過 (3)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	市内全域で地域活動の推進という共通の役割を担っている団体のことで、コミュニティセンターの管理運営委員会の構成団体を指す。地域によって異なる名称が使われている場合があるため、“同種の地域団体”としている。
委員	自治会がコミセン等を利用するときは、その都度、利用申請をするのか。
担当職員	利用申請は、その都度、提出していただく。
委員	どういう場合に減免不可になるのか。
担当職員	例えば、使用料や入場料等を徴収するような活動を行う場合は減免不可になると考えている。
委員	公民館は飲酒出来ないが、コミュニティセンターは出来ると聞いた。飲酒には親睦の意味合いがあるが、会議であれば減免は認められても、親睦会なら認められないのか。
担当職員	単純に飲酒があるから駄目ということではなく、あくまで会議の趣旨によって判断する。
委員	会議ではなく、懇親会という形で利用する場合は駄目か。
担当職員	懇親会という形で利用申請された場合でも、地域のコミュニティを深める手段として、そのような場が設けられることもあると考えている。あくまで会議の内容で判断する。
委員	利用申請の受付は、コミュニティセンター等の現場で行うのか。
担当職員	そのとおりである。

議 事 の 経 過 (4)	
発 言 者	発 言 内 容
委員	利用申請を受け付ける時の判断材料の様なものをマニュアル化して、現場に配布しないのか。
担当職員	月1回、コミュニティセンターとは定期的に連絡会を設けているので、基本的なケースでは調整がとれている。ただし、ケースによっては確認しながら受付を行っていく。
会長	それでは、自治会について茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当とする報告をすることでもいいか。
委員	【異議なし】
会長	それでは、自治会を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として報告を行う。次の関係団体の説明にうつる。
担当職員	公民館区事業実施委員会について、市内32団体から申請が出ている。いずれも同様の事業を展開していることから、茨木・春日・春日丘の3団体の資料を配付している。公民館区事業実施委員会は、住民の教養の向上、健康増進、生活文化の振興、社会福祉の増進といった目的を持って、ふるさと祭り、文化展、地区体育祭等の事業を展開している。安全で豊かな住み良い地域社会を築いていくためには、人と人とが信頼し合い、助け合う連帯意識のもと、住民自らが主体的に地域の課題解決に取り組むことが必要であると考えている。本市では、「街づくりは地域の生活の場から、住民自身の手で」を目標に、必要な情報の提供や自治会に対する支援を行い、コミュニティ活動の活発化を促進しており、公民館やコミセンにおいて、生涯学習や自治会活動、地域福祉活動が積極的に展開している。本市は、市民を対象とした文化・芸術の講座や講習会、講演会の開催をはじめ、講演会の実施グループの支援や育成を行っている一方、公民館区事業実施委員会が地域住民相互の交流やふれあい、連帯や地域力の向上といったコミュニティ活動の活発化を図るため、ふるさと祭り等の公民館事業の一部を地域の住民と協働して実施している。

議 事 の 経 過 (5)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	ふれあい豊かなコミュニティの醸成は大切であり、現代社会の抱えている重要な課題である。公民館区事業実施委員会は、全地域でふれあい豊かなコミュニティの醸成と促進に向けた役割を担う団体の1つとして、また、コミュニティセンター管理運営委員会を構成する一員として、地域で活動している。
委員	以前、公民館の講座は無料で受講できたが、現在は、受講料が徴収されている。受講料はいくらぐらいなのか。
担当職員	公民館で12回実施している文化・スポーツ活動等の講座は、1回250円、合計3,000円の受講料となる。
委員	事業実施委員会とは別の団体が、地域コミュニティの活性化を目的とした事業を行うため、事業実施委員会名義で施設を借りることはないのか。
担当職員	運動会や地域のレクリエーションは、事業実施委員会が単独で実施することではなく、地域との連携が必要であるため、事業実施委員会が主体となるという形で、各施設を利用している。
委員	趣旨・目的から外れるものまで減免しないよう、使用目的等について、しっかりとした判断を行っていただきたい。
担当職員	現場での受付等ではマニュアル化するなどの対応をとる。
委員	減免は、事業実施委員会の事業だけで、事業実施委員会が主催する行事は別になるのか。
担当職員	公民館区事業実施委員会では、ふるさと祭りや文化展等の行事を実施しているが、自治会等の地域の団体や人々と連携した事業を展開しているので、事業・行事ともに減免の適用となると考える。

議 事 の 経 過 (6)	
発 言 者	発 言 内 容
委員	公民館は23館あるのか。
担当職員	施設をもった独立館が22、コミセンに併設された公民館が10、分室が1ある。
会長	公民館区事業実施委員会について、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当とする報告をすることでもいいか。
委員	【異議なし】
会長	公民館区事業実施委員会を、茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として報告を行う。次の関係団体の説明にうつる。
担当職員	小中学校区の青少年健全育成運動協議会、こども会、校区こども会の説明を行う。青少年健全育成に対する取り組みは、市長が会長をつとめている青少年問題協議会において、今日的な課題を含めて、年次ごとの青少年育成のための活動方針と計画を定めており、これに基づいて各地域の青少年健全育成組織に示して、各地域で健やかな青少年の育成を展開している。中学校区の青少年健全育成運動協議会は、中学生の非行問題等に係わり、青少年問題協議会の提唱によって、地域社会に健全育成意識の広がり浸透を目的として、昭和53年度から随時各地区で結成している。現在はコミセンの管理運営委員会の構成団体として、地域での健全育成に取り組んでいる団体である。今回は、豊川中学校区と南中学校区の青少年健全育成協議会の資料を配布している。会則の目的として「見守ろう、わが子、人の子、みんなの子」とある。これは茨木市の青少年育成の標語となっており、地域全体の運動に広げていくために、全ての大人の協力により、社会的・地域的な健全育成運動を推進することを目的として活動している。活動報告や実績は、主な活動として、地域でのパトロール、教育問題懇談会の開催、親善のドッジボール等のスポーツ大会、広報誌の発行等による啓発活動を行っている。

議 事 の 経 過 (7)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	<p>小学校区の青少年健全育成協議会については、中学生の抱える問題の解決には青少年が成長していく過程で、地域での行事や活動を通して人間関係やコミュニケーションが必要なことから、地域に青少年が積極的に参加できる体制づくりとして、昭和57年度から随時結成しており、現在はコミセンの管理運営委員会の構成団体として、地域での青少年の健全育成に取り組んでいる団体である。小学校区は大池小学校区と豊川小学校区の資料を配布している。「見守ろう、わが子、人の子、みんなの子」等の趣旨を地域全体の運動に広げていくために、全ての大人の協力により、社会的・地域的な健全育成運動を推進することを目的とするということで活動している。活動の内容としては、あいさつ運動、子供のスポーツ大会、地区パトロール等の地域での活動を実施している。続いて、単位こども会、校区こども会であるが、各地域でのこども会、それを小学校区で束ねているのが校区こども会である。この団体の目的は、地域の子供たちが、遊びを中心とする異年齢の集団活動を通して、創造性・協調性・実践力を養い、生きる力を身につけることを狙いとした、地域で子供を育てるための組織であり、青少年育成のための活動方針と計画においても、子供会活動の充実をお願いしている。現在はコミセンの管理運営委員会の構成団体として、地域での子供たちの健全な育成に取り組んでいる団体である。西河原小学校区と水尾小学校区のこども会の資料を配布しており、会則では、地域の子供の健全な育成を願い、社会の連帯感に基づいて保護育成に必要な事項を実施するという規定になっている。活動内容は、校区のこども会の親善のスポーツ大会やキャンプの開催、地域一斉清掃への参加等している。他の小学校区についても同様である。単位こども会については、あすなるこども会、三島庄ふたばこども会の資料を配布している。会則では、地域の子供の健全な育成を願い、社会の連帯感に基づき、より良い生活態度や習慣を身に着けるような保護と育成を旨としている。活動内容は、教育委員会主催のスポーツ大会の練習のほか、安威川クリーンキャンペーンへの参加、キャンプ等で、こども会の中で健全育成をはかっている。</p>

議 事 の 経 過 (8)	
発 言 者	発 言 内 容
委員	大池小学校協議会の事業報告書を見ていると、開催場所はずっと大池小学校で公民館を使った実績もないようであるが、市の指導で申請をしたということか。
担当職員	申請は任意である。色々な行事等の開催にあたり会議等が必要になってくるので、公民館・コミセン・愛センターを利用している。
委員	小学校区ごとに、こども会や青少年健全育成協議会という事業内容も良く似た団体があるが、そういった団体が協働して事業を実施する場合、すべての構成団体から申請が出てくるという認識でいいのか。
担当職員	まとまって事業を実施される時に、単位こども会や校区こども会の方から、施設の使用にかかる申請はないと考えている。
委員	活動報告等を見ていると、小学校や中学校を利用している団体が非常に多いので、コミセンや公民館等を使わずに小学校や中学校を利用すればいいのではないか、という指摘は出てこないか。
担当職員	行事等については学校施設をよく使われるが、会議等についてはコミセン・公民館・愛センター等を利用しており、地域活動を推進しているということからコミセンの管理運営委員会にも入っているなので、地域活動を推進している団体として取り扱っていただきたい。
委員	市のスタンスとして、学校を利用するのが最優先で、時間外であったり収容人数の関係で学校の利用が難しい場合は、コミセンや公民館等を利用してほしい、ということか。

議 事 の 経 過 (9)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	優先順位ということではなく、学校と連携して事業を実施する場合は学校を利用するケースが多く、地域主導で実施される場合は、コミセンや公民館等を利用するということになると考える。青少年の健全育成に関する活動は、学校と連携を密にして行っていかなければならないというところがあるため、学校と連携して実施する事業については学校施設を使うが、地域と連携した活動においてはコミセンや公民館等の利用が主になるので、その部分について免除をお願いしたいということである。
会長	小中学校区青少年健全育成協議会、こども会について、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当とする報告をすることでもいいか。
委員	【異議なし】
会長	茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として報告を行いたいと思う。次の関係団体の説明にうつる。
担当職員	市立小中学校の単位PTAについて説明する。小中学校の単位PTAは、保護者と教職員が協力して、学校と家庭にとどまらず、地域コミュニティにおける総合的な教育力の向上を目的とする団体である。活動の中には、通学路を含む地域の安全の確保や、夏祭りを中心とした地域イベントへの協力のほか、多くのコミュニティセンターの管理運営委員会の構成団体となり、地域活動の推進に貢献している。また、各小中学校によって若干の違いはあるが、ほとんどのPTAにおいて、目的において学校と家庭と地域の連携を謳っており、目的を同じくする団体と協力することが出来ることを定めていて、自治会やこども会等の団体とも、連携を密にして活動をしている。
委員	今回減免対象となるPTAは、市立だけで私立は駄目ということか。

議 事 の 経 過 (10)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	私立の小中学校のPTAは、学校施設が充実しており、日頃から利用している状況もないことから、市立のPTAに限定している。
委員	全体のうち、何割くらいの団体から申請が出ているのか。
担当職員	小学校については32団体のうち16団体、中学校については15団体のうち7団体から申請が出ている。
会長	市立小中学校のPTAについて、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当とする報告をすることでいいか。
委員	【異議なし】
会長	市立小中学校のPTAを、茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として報告を行いたいと思う。次の関係団体の説明にうつる。
担当職員	<p>茨木市民生委員・児童委員協議会と地区福祉委員会について説明を行う。</p> <p>まず、茨木市民生委員・児童委員協議会について、民生委員法に基づいて、各地域に民生委員を配置しており、茨木市の場合には定数が400ということで、400人の民生委員がいる。それぞれの民生委員の団体として、民生委員・児童委員協議会というのが市域を一つとして結成されている。申請書にあるとおり、昭和23年の民生委員法等が公布されたときから組織されており、活動目的としては、地域福祉と社会福祉の増進のために要援護者に対して、いろいろな生活の相談や、自立支援等を行っている。民生委員を各小学校区ごとに地区を分けており、それぞれに地区委員会があり、会議をしたり活動をするために公民館やコミセン等を利用するということから、申請が出てきている。次に、地区福祉委員会について、市内に33団体ある。</p>

議 事 の 経 過 (11)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	これらは、社会福祉協議会の構成団体となっている。社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された団体であり、大阪府にも府社会福祉協議会が、各市町村にもそれぞれ社会福祉協議会がある。社会福祉協議会は、地域の福祉の向上のために組織された団体であり、本市には、地区福祉委員会は33団体ある。地区福祉委員会の活動としては、敬老会の開催や、小地域ネットワーク活動、障害者への支援等を行っており、市の方から社会福祉協議会を通じて、活動費等を補助している団体である。
委員	民生委員・児童委員協議会の地区委員会が各コミセン、愛センター等を利用されるということでのいいのか。
担当職員	そのとおりである。それぞれの委員会が地区ごとにグループに分かれているが、それぞれが単独で活動しているわけではない。
委員	地区福祉委員会は、社会福祉協議会の構成団体ということであるが、社会福祉協議会として申請するわけではないのか。
担当職員	社会福祉協議会は、その他様々な事業を実施しており、地区福祉委員会はそれぞれの地域を中心として活動しているので、社会福祉協議会が指導を行うのではなく、地区の協力がある組織として活動しているということで、1本では難しいと考える。地区福祉委員会は、それぞれ単独で予算をもった団体として活動している。
委員	地区福祉委員会は活動が盛んで、コミセンが6ヶ月前から予約できるので何回までという決まりをもっていると聞いているが本当か、地区福祉委員会は行事が多いので会場を確保するのにとても苦労していることを聞いている。
担当職員	コミセンは、定期利用としては月2回までという決まりを設けているが、特定の団体に対しての決まりはない。

議 事 の 経 過 (12)	
発 言 者	発 言 内 容
会 長	民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会について、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当とする報告をすることについていいか。
委 員	【異議なし】
会 長	民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会を、茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として報告を行いたいと思う。残りの団体の審査については次回の審査会で行う。他に事務局のほうから何かあるか。
事 務 局	先程説明を行った団体以外に別途受け付けた団体があるので報告する。いのち・愛・ゆめセンター、コミュニティセンター、公民館について、利用料が免除される団体として、申請することができる団体の要件として、それぞれの施設の施行規則において、「コミュニティセンター条例第2条に規定する各コミュニティセンターの管理運営委員会の構成団体と同種の地域団体であること。」と明記しており、その運用方針については、別紙の資料のとおりと定めている。運用方針の規定に該当しない団体について、受付期間中に所管課から一定説明をしたものの、申請を行いたい旨の意思があり受け付けたものがあるので説明する。
担 当 職 員	市民活動推進課が所管する団体として、豊川地区の婦人会、特定非営利活動法人三島コミュニティ・アクションネットワーク、特定非営利活動法人はっちぼっち、という3団体から申請が出ている。受付の段階で、申請要件は満たしていないという説明を行ったが、理解頂くに至らなかったため、受け付けたものである。
担 当 職 員	同様の趣旨において、保育課へは、総持寺保育所の保護者会である保育を守る会、また、沢良宜保育所の保護者会から申請が出ている。

議 事 の 経 過 (13)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	高齢福祉課へは、シルバー人材センターから申請が出ている。
担当職員	人権・男女共生課へは、部落解放同盟大阪府連合会道祖本支部、部落解放同盟大阪府連合会沢良宜支部、部落解放同盟大阪府連合会中城支部、さわらぎ共有の会ゆめの樹、部落解放大阪府企業連合会沢良宜地区企業社組合の5件の申請があった。この5件については、受付の段階で申請要件に該当しないと説明したが、どうしても申請を行いたいということで受け付けをした。
担当職員	農林課へは、沢良宜地区農業利用者組合から申請が出ている。
担当職員	地域教育振興課へは、市立幼稚園のPTAから申請が出ており、コミュニティセンターの管理運営委員会の構成団体に含まれていないため、免除団体の申請要件は満たしていないが、申請を行いたいという申し出があり、受付をしている。
委員	各施行規則には、コミュニティセンターの管理運営委員会の構成団体と同種の地域団体であることが減免団体の要件となっており、説明のあった団体は減免団体の要件は満たしていないということになるので、本審査会で審議すべきものかどうか。市が定める規則・要綱に該当していないのであれば、審査を行おうもないのではないか。市の対応についても、どうしても申請したいということで受け付けるのではなく、減免団体の要件を満たしていないという規定の説明を是非とも尽くして、納得していただくようにしてほしい。
会長	説明のあった団体について要件に満たない団体として取り扱うことで、各委員異議はないか。
委員	【異議なし】

議 事 の 経 過 (14)

発 言 者

発 言 内 容

会 長

それでは第1回の茨木市公の施設使用料免除団体審査会をこれで終了とする。